

知多北部広域連合監査委員公印規程

(平成11年7月1日 監委規程第1号)

(趣旨)

第1条 知多北部広域連合監査委員の公印について必要な事項は、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(種類等)

第2条 公印の種類、ひな型、書体、寸法、用途及び保管者は、別表のとおりとする。

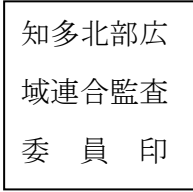
(補則)

第3条 この規程に定めるもののほか、公印について必要な事項は、知多北部広域連合公印規程（平成11年知多北部広域連合訓令第2号）の例による。

附 則

この規程は、平成11年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

公印の種類	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	保管者
監査委員印		てん書	方18	一般文書用	監査委員 事務局長